

第46号議案

芦屋市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年9月6日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市市税条例等の一部を改正する条例

(芦屋市市税条例の一部改正)

第1条 芦屋市市税条例(昭和59年芦屋市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第30条第2項中「各号に掲げる」を「に規定する」に改める。

第31条第1項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第59条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第69条第9項及び第10項中「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。

第75条第1項、第84条第1項及び第97条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第108条の次に次の1条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第108条の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第106条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、

その発付の日から10日以内とする。

第116条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第122条の次に次の1条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第122条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなく前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第128条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第136条の次に次の1条を加える。

(事業所税に係る不申告に関する過料)

第136条の2 事業所税の納税義務者が正当な理由がなく第133条第1項若しくは第2項又は第134条第1項若しくは第2項の規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第139条の見出しを「(事業所税の賦課徴収に係る不申告に関する過料)」に改め、同条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第142条第2項中「第349条の3第9項から第11項まで」を「第349条の3第10項から第12項まで」に、「第27項、第29項又は第31項から第33項まで」を「又は第28項」に改める。

附則第16条第2項中「第9項, 第23項, 第26項, 第30項, 第31項, 第33項から第36項まで, 第38項, 第40項, 第41項, 第43項若しくは第46項」を「第6項, 第16項, 第22項から第30項まで, 第32項, 第35項若しくは第37項」に, 「第31項から第33項まで」を「第28項」に改める。

附則第16条の2第5項中「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の登録」に改める。

附則に次の1条を加える。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例)

第43条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第14条の3及び附則第14条の3の2の規定の適用については, 附則第14条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と, 「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と, 附則第14条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と, 「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と, 同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

(芦屋市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 芦屋市市税条例の一部を改正する条例(平成20年芦屋市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第6項、第13項及び第18項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中芦屋市市税条例附則第16条の2第5項の改正規定及び次条第2項の規定 平成23年10月20日
- (2) 第1条中芦屋市市税条例第17条第1項、第31条第1項（「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。）、第59条第1項、第75条第1項、第84条第1項及び第97条第1項の改正規定、第108条の次に1条を加える改正規定、第116条第1項の改正規定、第122条の次に1条を加える改正規定、第128条第1項の改正規定、第136条の次に1条を加える改正規定、第139条の見出し及び同条第1項の改正規定並びに附則に1条を加える改正規定並びに附則第4条の規定 平成24年1月1日

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の芦屋市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の2第5項の規定は、平成23年10月20日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行の日から平成23年10月20日の前日までの間に新築された現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）附則第1条第10号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成22年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第4条 この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 参 照

### 芦屋市市税条例等の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

地方税法の一部改正に伴い、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

##### (1) 芦屋市市税条例の一部改正（第1条関係）

###### ア 申告書不提出等に関する過料の見直し

(ア) 市税に係る各種申告の不申告に関する過料の上限を一律10万円（現行は3万円）に引き上げる。（第17条，第31条，第59条，第75条，第84条，第97条，第116条，第128条及び第139条）

(イ) たばこ税，特別土地保有税及び事業所税の納税義務者が正当な事由がなくて申告書を提出期限までに提出しなかった場合は，10万円以下の過料を科する。（第108条の2，第122条の2及び第136条の2）

(ウ) 条例の施行前にした行為及びなお従前の例によることとされる市税に係る条例の施行後にした行為に対する過料の適用については，なお従前の例による。

###### イ 新築された高齢者向けの一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額規定の改正 （附則第16条の2）

(ア) 新築された高齢者向けの一定の貸家住宅について，固定資産税の減額措置の適用を受けようとする者は，県知事の登録を受けた旨を証する書類を申告書に添付して市長に提出しなければならない。

(イ) 平成23年10月20日以後に新築される高齢者向けの一定の貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の固定資産税について適用し，同日前までに新築された高齢者向けの一定の貸家住宅については，なお従前の例による。

ウ 東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例

(附則第43条)

住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することができるものとする。

エ その他所要の規定の整理

(2) 芦屋市市税条例の一部を改正する条例（平成20年芦屋市条例第24号）の一部改正（第2条関係）

平成21年1月1日から平成25年12月31日（現行は平成23年12月31日）までの間に生じる上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得に対する課税について、引き続き軽減税率（本則税率＝3％，軽減税率＝1.8％）を適用する。

(附則第2条)

3 施行期日

公布の日。ただし、上記2（1）ア及びウは平成24年1月1日、イは平成23年10月20日